

## (仮称) 浜松市天竜区熊風力発電事業 環境影響評価方法書に対する

## 市長意見(案)の考え方

## ◇市長意見とは

- ・ 事業者から提出された見解書の内容に配慮し、環境の保全の見地から述べる
- ・ 方法書の段階では、環境影響評価の項目の選定や項目ごとの調査・予測・評価の手法について意見を述べる

## ◇意見の内容及び市長意見への対応

- ・ 大気質 (No1~6)

意見概要	市長意見での対応
気象観測の時期・手法について	事業者が見解にて対応している他、準備書で修正しているため、市長意見には盛り込まない。

- ・ 騒音・低周波音 (No7~15)

意見概要	市長意見での対応
地域の特徴(山間地・閑静)を踏まえた騒音及び低周波音の調査・予測・評価の実施について	<p>Ⅱ-1(1)</p> <p>「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」(環境省)に基づき、適切に調査、予測及び評価を行い、騒音及び低周波音による影響を可能な限り回避又は低減するよう配慮すること。なお、対象事業実施区域は山間部であるため、気象条件や地形の影響による不確実性が大きくなることを考慮し、必要に応じ調査地点を追加し、適切に予測及び評価を行うこと。</p>
低周波音の影響について	<p>Ⅱ-1(2)</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺が、現在自然豊かで閑静な地域であることを踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行うこと。</p>

- ・ 水質 (No16~25)

意見概要	市長意見での対応
飲料水の水源があるため、表層水だけでなく地下水等の水質・水量の調査も行うこと。また、調査地点の設定も不十分であるため、調査地点を追加すべき	<p>Ⅱ-2(1)</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺には、地域住民が利用する飲料水供給施設及び農業用水の水源が複数存在するため、当該地域の水況を把握するとともに、調査地点を追加すること。</p> <p>Ⅱ-2(2)</p> <p>事業の実施による土砂や濁水の発生及び水量への影響が懸念されるため、表流水、湧水、地下水等の水質及び水量の現況調査を行い、工事中及び供用後の影響について予測及び評価を行うこと。</p>

・ 土壌 (No26)

意見概要	市長意見での対応
有害物質及び重金属を含む土砂の発生が考えられるため、残土処理・雨水処理の対策が必要	<p><b>Ⅱ-5</b></p> <p>建設発生土に、自然由来による重金属等の有害物質が含まれる可能性があることから、文献調査に加え、掘削が想定される深度の土壌中の有害物質を調査し、その結果に応じて適切に予測及び評価を行うこと。</p>

・ 地形・地質・残土 (No27～32)

意見概要	市長意見での対応
<p>風力発電施設の設置による地盤の影響について調査を行うべき。</p> <p>造成により斜面崩壊・土石流などの災害の発生の可能性がある。</p>	<p><b>Ⅱ-3</b></p> <p>対象事業実施区域及びその周辺では、過去に土砂災害が発生しているため、樹木の伐採や地形の改変を最小限に留めるとともに、詳細な設計を進めるに当たっては、ボーリング調査等で地層の状況を確認し、土砂災害のリスクを可能な限り低減するよう配慮すること。</p> <p><b>Ⅱ-6</b></p> <p>事業の実施に伴い発生する残土については、その発生の抑制に努めるとともに、発生量に加えて最終処分量、再生利用量及び中間処理量等を把握し、環境影響について適切に予測及び評価を行うこと。</p>

・ 災害 (No33～37)

意見概要	市長意見での対応
山火事の心配	<p><b>I-4</b></p> <p>環境面や災害面から事業実施を不安視する地域住民等の意見が多数認められることから、事業を進めるに当たっては、不安が払しょくされるよう、積極的に情報を提供するなど丁寧に対応し、地域住民等のコンセンサスが得られるよう努めること。</p>

・ 廃棄物 (No38)

意見概要	市長意見での対応
施設の撤去について	<p><b>Ⅱ-5</b></p> <p>事業の実施に伴い発生する廃棄物については、その発生の抑制に努めるとともに、発生量に加えて処分量等を把握し、環境影響について適切に予測及び評価を行う。</p>

・人と自然との触れ合いの活動の場、景観（No39～44）

意見概要	市長意見での対応
県が定めた農林漁家による民宿を調査地点に加えるべきである	<p><b>II-6</b></p> <p>対象事業実施区域及びその周辺には、人と自然との触れ合いの活動の場が複数存在し、飲料水等の水利用や山の恵み、観光資源等様々な利用をされているため、利用目的や利用状況を調査した上で、可能な限り多くの調査地点を追加し、視覚的变化も含め多角的に調査、予測及び評価を行うこと。</p>
<p>風車の見え方について、評価を行うに当たり地元住民へのヒアリングを行うべきではないか</p> <p>毎日目にするこの風景の中に、人工的な巨大な風車が出現することになる。このことについても住民にとってはどうてい許容できないことである</p>	<p><b>II-7</b></p> <p>風力発電設備の大きさ、形状、色、配置を検討するに当たっては、対象事業実施区域及びその周辺に住居等が存在し、供用時に圧迫感や威圧感を感じさせる等の景観への影響が懸念されるため、フォトモンタージュ等の具体的方法を用いて、調査、予測及び評価を行い、目立たない配置を工夫する等、影響を回避又は低減するよう、必要な対策を講じること。</p>

・動物（No45～67）

意見概要	市長意見での対応
鳥類、昆虫類の調査地点について、谷部の調査地点が少ない	<p><b>II-4(1)</b></p> <p>対象事業実施区域及びその周辺は多くの河川の源流部に当たり、森林の伐開等による改変及び風力発電設備の設置工事で発生する土砂や濁水による動物への影響が懸念されることから、谷部や河川の調査地点を追加すること。</p>
渡り鳥の調査時期について、鴨や白鳥の渡りを考えると、諏訪湖が凍ると南下することも考えられるため、その時期の調査も行うべき	<p><b>II-4(2)</b></p> <p>対象事業実施区域及びその周辺は、オオタカ、クマタカ、サシバ等の猛禽類が生息している可能性があるほか、渡り鳥の渡りのルートとなっている可能性があるため、専門家の指導及び助言を受けた上で、調査場所・時期を決定すること。</p>
コウモリ類の調査、予測及び評価手法について	<p><b>II-4(3)</b></p> <p>風力発電設備は鳥類やコウモリ類の飛翔の障害物となることから、事業の実施に伴う影響について、同様の事業での事例を参考にして、適切に調査、予測及び評価を行うこと。</p>

・その他（No68～94）

意見概要	市長意見での対応
地区ごとに説明会を開くといった丁寧な説明が必要である	<p><b>I-4</b></p> <p>環境面や災害面から事業実施を不安視する地域住民等の意見が多数認められることから、事業を進めるに当たっては、不安が払しょくされるよう、積極的に情報を提供するなど丁寧に対応し、地域住民等のコンセンサスが得られるよう努めること。</p>